

■2023 年度 A 日程 法曹コース特別選抜入学試験・一般入学試験  
法律科目試験「商法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

代表取締役の解職につき、解職の対象となった代表取締役を退出させて行った取締役会決議の効力を問う問題であり、会社法の基本的論点についての基礎知識を問う問題である。

代表取締役の解職に関する取締役会決議につき、当該解職の対象となる取締役は会社法 369 条 2 項にいう特別の利害関係を有する取締役にあたり、議決に加わることができないと解するのが判例（最判昭和 44・3・28 民集 23 卷 3 号 645 頁：会社判例百選 63 事件）である（学説は見解が分かれる）。そのように解する理由として、判例は、代表取締役が会社の経営、支配に大きな権限と影響力を有し、その解職の当否が論ぜられる場合に、会社に対して負担する忠実義務に従い公正に議決権を行使することは期待できないから、かかる忠実義務違反を予防し、取締役会の決議の公正を担保するため、当該取締役の議決権の行使を禁止するのが相当であることをあげる。なお、判例に反対の学説をとって解答することも当然、認められるが、その場合でも、判例の見解及びその根拠を答案に記述することが求められ、単に反対説を論じただけでは良い評価は受けられない。

本件では議長となった B が解職対象の代表取締役 A を取締役会の議場から退場させて採決を行っており、特別の利害関係を有する取締役に審議に加わらせずに決議したことが、取締役会決議の瑕疵事由となるかが問題となる。この点、学説の争いがあるが、決議の公正を確保するため、特別の利害関係を有する取締役の議決権を排除した趣旨から、審議に加わることもできないと解するのが多数説である（審議への参加を認める反対説も有力である）。この多数説によるとき、A を退場させて行った本件取締役会決議は適法であり、有効となる。

なお、本件解職議案は、全ての議題の審議と報告が終了した後に、緊急動議として提案されている。招集通知に議題の記載が要求される株主総会と異なり、取締役会では、招集通知に記載の議題でも適法に決議できることを論じた答案には、本問の主たる論点ではないが、その記述内容に応じて若干の加点を行った。

以 上